

入室申込みに伴う必要書類について

4月からお子さんが入室されるにあたり、次のとおり書類の提出が必要となりますので、記載内容をご確認の上、平日の8:30～17:15の開庁時間内で、令和7年12月15日(月)～令和8年1月9日(金)までに、松田町役場子育て健康課子育て支援係（庁舎2階）にご提出ください。

なお、開庁時間内に提出できない場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。

「●」必ず提出が必要な書類

「▲」必要に応じて提出いただく書類

※記入例を参考の上、ご記入ください

1 学童保育申込書【第1号様式】●

- ・入室希望児童数分の提出をお願いします。
- ・電話番号は、ご自宅の電話と差し支えがなければ携帯電話もご記入ください。
- ・学年は、4月からの学年をご記入ください。
- ・利用内容は、「通常利用(1年間通して利用)」もしくは「長期休業中のみ利用」のどちらかを選択してください。なお、長期休業中のみ利用を選択された方は、別紙の『記入例』を参考にご記入ください。
- ・児童の健康状態は、気になることがあればご記入ください。(病気や食物アレルギー等)
なお、健康であれば『良好』と、ご記入ください。

2 学童保育延長保育申込書【第1号の2様式】▲

- ・延長保育を希望される方は提出してください。
- ・希望延長保育は、希望する時間帯の①から③に○を付してください。
- ・希望する期間は、4月から1年間の範囲内でご記入ください。後からの変更も可能です。
- ・理由欄は「仕事が○時まで、保育する者がいない」など、『記入例』を参考にご記入ください。

3 家庭状況報告書【第2号様式】●

- ・2人以上の入室希望の場合は、1部のみの提出で結構です。
- ・「勤務先・学校名」「勤務先電話番号」等の欄は、4月からのものでご記入ください。
- ・その他の同居者欄には、父・母・入室者以外の同居者全てをご記入ください。

4 就労証明書 ● ※作成に時間がかかる場合がありますので、手続きをお早めにお願いします。

- ・2人以上の入室希望の場合は、1部(1組)のみの提出で結構です。
- ・同居者で働いている方について全員分をご提出ください。(65歳以上の方の提出はいりません)
- ・証明書の作成や提出に時間がかかる場合は、担当までご連絡ください。
- ・自営業の方は、「自営業従事者等申告書」も提出してください。併せて事業内容が分かる書類を添付してください。(例: 営業許可通知書、個人事業届の写し、最新分の確定申告書の写し等)

5 学童保育保護者負担金減免申請書【第6号様式】▲ ※延長保育を利用される方

- ・生活保護世帯、及び前年度分の町民税の所得割が非課税である世帯は、免除対象となりますので提出してください。(記号に○印をつけてください) <証明書もしくは同意書を提出>
- ・母子、父子等のひとり親世帯及び、2人以上の児童が入室する場合の2人目以降の児童は、半額に減免となりますので提出してください。(記号に○印をつける/または記名する)
ひとり親世帯の方は、親福祉医療証もしくは児童扶養手当証書のコピー(A4サイズにて)
または戸籍謄本のうち、いずれかを添付してください。
- ・2人以上の入室希望の場合は、1部のみの提出で結構です。

※区分により提出が必要な添付書類(非課税証明書等)については、町が所有する申請者等の課税資料を確認することで省略できます。確認することにご同意いただける場合は、別紙「同意書」に必要事項をご記入の上、提出してください。なお、自署の欄は、必ず本人がご記入ください。
(同意書が必要な方は、別渡しとなりますので申し出てください)

6 誓約書 ●

- ・2人以上の入室希望の場合は、1部のみの提出で結構です。
- ・内容をご確認の上、チェック欄にチェック(□)を入れてください。

★ 提出期間は令和7年12月15(月)～令和8年1月9日(金)まで *提出期限厳守です。

*提出の必要がない書類については、そのまま封筒に入れて戻してください。

*ご不明な点がありましたら、子育て健康課子育て支援係の担当までお問い合わせください。